

續する傾向がある。

要之、不買同盟は他の争闘手段と等しく弊害及濫用を随伴するものであるから之を匡正するは最も肝要の事である。

三、Sabotage

怠業は最近吾國に於ける最も著しい社會事象の一に屬する、大正八年九月始めて神戸川崎造船所に起り、小倉の淺野造船所、神戸製綱所、大阪砲兵工廠等十數個所に續起した。

英國にては一九一〇年刑法條文を追補して之を禁止した、又米國社會主義者は一九一二年の大會に於て怠業反對の決議をした。

思ふに怠業は労働者の勤勉努力の精神を失はしむるのみならず、労働者自身の徳性を傷くるの甚だしきものと謂はねばならぬ。

斯かる賤劣卑怯なる行動の行はるゝは正に労働者の知識道德の低級なるを證明するものである。

第三節 企業者の爲すもの

第一項 利益分配制度（第二章、第一節、第四項參照）

第二項 部分的勞働 (Co-partner ship)

利益分配制度に一步を進めたるものであつて、企業利潤の一部を積立て置き、これに依つて勞働者に株券を與へ勞働者をして勞働者たると同時に株主たらしむるものである。即ち勞働者は勞働者たると同時に企業者たるが故に勞働に従事しつゝ、事業經營に關する發言權を有するのである、されば一種の經濟的立憲制とも謂ふ事が出来る。然れども其効果如何に至つては甚だ疑はしいものがある、勞働者たる株主の株數は通常極めて少數である。

隨て企業者の損害が勞働者に影響する所も亦極めて微少なるべき筈である、故に若し企業者側と勞働者側と利害相反するが如き場合には、彼等は企業者として小なる利益を捨て、勞働者としての大なる利益を主張するに至るべきは必然である、されば其効果たるや極めて微弱なるものと謂はなければならぬ。

第三項 共働 (Cooperation)